

公益社団法人全日本病院協会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全日本病院協会（以下「本協会」という。）定款第29条の規定に基づき、役員に対する報酬の支給基準及び報酬の額を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第23条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、本協会を主たる勤務場所とし、常時本協会の業務に従事することをいう。
- (3) 役員報酬とは、本協会が役員に対し、役員としての業務対価（定款第29条第2項に定める費用弁償を除く。）をいう。

(役員報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤の理事に対し、別表において定める役員報酬総額の範囲内で、かつ報酬月額の上限額を上回らない役員報酬を支給することができる。

- 2 常勤の理事に対する役員報酬の額は、理事会の決議により定める。
- 3 常勤の理事以外の役員には、役員報酬を支給しない。

(役員賞与等)

第4条 本協会は、役員に対し、賞与及び退職手当を支給しない。

(準用)

第5条 役員報酬等の支払い方法等については、職員給与規程に定めるところに準じる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は総会の議を経て行うものとする。

附則

この規程は、本協会の設立登記にあった日（平成25年4月1日）から施行する。

別表

区 分	金 額
役員報酬総額	20,000,000円
報酬月額の上限額	1,000,000円